

平成21年6月16日 一部改正

平成24年4月1日 一部改正

令和5年4月1日 一部改正

福祉型障害児入所施設に係る施設利用申込及び情報提供に係る取扱要領

1 目的

福祉型障害児入所施設（以下「施設」という。）の利用について、利用者のサービス選択等に資するため、施設利用申込等の手順を示すとともに、施設の利用状況や待機状況等についての情報の収集及び提供等を行うものである。

2 対象障害児施設

福祉型障害児入所施設

3 利用申込等の流れ

① 利用申込・変更等連絡票の交付

児童相談所が施設利用を適当と認める場合は、保護者等が希望する施設の数だけ、障害児施設利用申込・変更等連絡票（様式1）（以下「連絡票」という。）を作成し、保護者等へ交付するとともに、保護者等に対し、希望利用施設への利用申込に際し、当該連絡票を持参すること、並びに、施設が受け付けた時点で利用待機者になる場合があることを説明する。

② 施設への利用申込

保護者等は、施設への利用申込を行う際に、当該連絡票を提出する。

③ 児童相談所への連絡票送付

施設は、利用申込を受け付けた場合、連絡票に必要事項を記入し、写しを取った上、原本を児童相談所に送付する。

※ 保護者等から、直接、施設に対し、利用申込等の相談があった場合、施設は、保護者等の住所地を管轄する児童相談所へ利用申込を行うよう説明する。

4 入所調整

① 児童相談所は、保護者等の希望により、サービス利用に係るあっせん・調整を行うとともに、必要に応じて施設に対し利用の要請を行う。また、施設は、児童相談所が行うあっせん・調整、要請に対し、できる限り協力する。

② 児童相談所は施設から空き情報の提供を求め、空き情報があった場合、児童相談所が入所の調整にあたる。

5 支給決定等

① 施設は、利用者の受入が可能である場合、又は受入が可能となった場合に、児童相談所に連絡し、児童相談所から保護者等に連絡する。

② 児童相談所は、申請者が利用できる見込となった場合、支給決定を行う。

※ 18歳以上の加齢児については、市町村が支給決定を行うこととなる。

6 障害児施設利用に関する情報提供等

(1) 待機状況の変更の報告等

児童相談所は、利用者が施設利用の申込を取り下げたとき、又は、複数の施設の待機児童となっている場合で、施設を利用するなど、待機状況に変化があったときは、必要事項を連絡票に記入し、写しを該当施設へ送付する。

また、待機状況の変化を、施設が先に把握をした場合はすみやかに児童相談所へ報告する。

(2) 入退所の報告等

① 施設は、児童の入退所等に伴う利用契約を締結・変更等した場合、利用契約の締結日及び終了日など利用契約の内容について、その都度、入退所（障害児入所受給者証記載事項）報告書（様式3）（以下「入退所報告書」という。）を作成し、当該児童に係る支給決定児童相談所に送付する

※ 18歳以上の加齢児で市町村が支給決定を行っている者については、市町村へ送付する。

② 支給決定児童相談所は、入退所報告書の写しを関係市町村（市は福祉事務所、町村については町村及び県民局とする。）に送付する。（18歳以上の加齢児で市町村が支給決定を行っている者除く。）

(3) 入退所・待機状況の報告

施設は、毎月、障害児施設入退所及び待機児童報告書（様式2）を作成し、翌月5日までに、中央児童相談所に送付する。なお、この報告書については、障害児及び加齢児を一体的に管理するものとする。

(4) 施設利用状況等に関する情報提供

中央児童相談所は、利用状況や待機情報等について常に情報収集し保存するとともに、施設の利用状況等について、ホームページに掲載し、広く県民に情報を提供する。

7 準用

(1) 福祉型障害児入所施設の利用者が、他の福祉型障害児入所施設の利用を希望する場合についても、本要領による取扱いを準用する。

この場合、待機登録日は当該障害児入所施設への利用申込の受付日とし、連絡票の児童氏名欄に受給者番号を付記するとともに、特記事項等欄に、現在、利用している障害児入所施設名を記入する。

(2) 県外からの利用希望者についても本要領を準用する。

8 その他

本要領は、平成19年4月1日より適用する。